

産業廃棄物処分業許可証

複写

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番30号

氏名 株式会社クリーンステージ

代表取締役 山本 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 5年10月26日

許可の有効年月日 令和10年10月25日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（焼却・溶融）

産業廃棄物の種類

- | | | | |
|---------|------------|----------|------------------|
| 1 燃え殻 | 6 廃プラスチック類 | 11 ゴムくず | 16 ばいじん |
| 2 汚泥 | 7 紙くず | 12 金属くず | 17 処分するために処理したもの |
| 3 廃油 | 8 木くず | 13 ガラスくず | (施行令第2条第13号) |
| 4 廃酸 | 9 繊維くず | 14 鉱さい | |
| 5 廃アルカリ | 10 動植物性残さ | 15 がれき類 | |

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。

2、4、5、14、16については水銀含有ばいじん等を含む。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。1、3、6、7、8、9、10、11、12、13、15、17については水銀含有ばいじん等を除く。

以上17種類

2. 事業の用に供するすべての施設

焼却・溶融施設（ガス化改質・溶融方式）

産業廃棄物の種類：1の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17の17種類
石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。

2、4、5、14、16については水銀含有ばいじん等を含む。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。1、3、6、7、8、9、10、11、12、13、15、17については水銀含有ばいじん等を除く。

設置場所：和泉市テクノステージ二丁目3番12

設置年月日：平成16年8月27日

処理能力：95t/日

(汚泥54t/日、廃油32t/日、廃プラスチック類33t/日、
石綿含有産業廃棄物28t/日)

許可年月日：平成15年3月28日、平成18年10月1日

許可番号：第003-H14-009号 (汚泥の焼却施設)

第005-H14-010号 (廃油の焼却施設)

第008-H14-011号 (廃プラスチック類の焼却施設)

第112-H19-M001号 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設)

第132-H14-012号 (その他の産業廃棄物の焼却施設)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月26日 当初許可

令和 5年10月 6日 許可更新

令和 6年 2月 7日 書換交付

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白